

令和6年度 宝塚市店舗等リノベーション補助金
申請要領

宝塚市

1 事業目的

宝塚市店舗等リノベーション補助金(以下「補助金」という。)は、市内既存店舗等を対象に、市内の施工事業者を利用して改装等の工事を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市内に魅力ある店舗が増え、市内全域のにぎわい創出及び活性化に資することを目的とします。

2 補助金概要

(1) 補助対象者

下記の①～⑩の条件をすべて満たす者としてします。

- ① 市内に店舗等を所有又は賃借し営業している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主のいずれかに該当する者。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等(※)については、対象外とする。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

- ② 申請日時点で、店舗等で行う主たる事業が日本産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に掲げる以下の業種のうち、不特定多数の一般消費者を顧客とする事業で、原則週5日以上営業をしている者又は補助対象工事等の完了後、原則週5日以上営業をする意思がある者。

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77/小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

- ③ 申請日時点で、改装等の工事を行う店舗等において3年以上、市内で上記②に該当する事業を継続しており、補助対象工事等の完了日から起算して3年以上、事業継続の意思がある者。

- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと

- ⑤ 市税の滞納がない事業者（ただし、滞納がある場合でも分割納付、徴収猶予等の手

続きをしている、又はする意思があるときは、この限りではない。)

- ⑥ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- ⑦ 過去に本補助金、宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金、宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ補助金、宝塚市空き店舗等出店促進補助金及び宝塚市店舗外装整備補助金を受けていないこと。
- ⑧ 本補助金の申請者（個人又は法人代表者）と工事施事業業者（個人又は法人の場合は法人代表者）が同一でないこと。
- ⑨ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと
- ⑩ 令和6年度において、同一内容の対象事業で、国、兵庫県及び宝塚市を含む他自治体で実施している補助金等の他の助成を受けていないもしくは受ける予定がないこと。

(2) 補助対象経費

以下に掲げる工事を市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する場合に対象工事とします。そのため、見積書、領収書及び請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。なお、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外するものとしますので、申請の際はご注意ください。

また、交付決定通知書の日付以前に契約及び着手した工事は補助対象外となります。
（交付決定通知の日付以降の経費が補助対象経費となります。）

	対象工事	工事の例
1	外装工事	外壁の張替え・塗装・補修、屋根の葺き替え・塗装・防水
2	内装工事	内壁・床・天井クロスの張替え、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更
3	建具工事	扉、窓ガラス、サッシ等の交換
4	給排水設備工事	厨房の改修、来客用のトイレ改修（便器のみの取替も可）、洗面所の改修（非接触型水栓の洗面台への取替のみも可）
5	電気・ガス工事	照明設備、コンセントの増設、給湯設備の設置・取替
6	看板等設置工事	建物に付属した看板、暖簾、オーニング等の修復や設置工事
7	店舗什器設置工事	工事を伴う造り付けの家具の造作

ただし、以下の工事等は対象外とします。

- ・対象店舗等の単なる老朽化や経年劣化のみに伴う工事、又は災害等による店舗の修繕、補修工事
- ・エアコン、換気扇等の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・冷蔵庫の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・工事を伴わない単なる照明設備の購入
- ・工事を伴わない単なる家具の購入
- ・対象店舗等に付属しない屋外設備の設置・修繕（浄化槽、物置・倉庫等の設置・修繕）
- ・防犯カメラの設置工事
- ・門扉、ブロック塀の設置、手すりの設置又は駐車場整備などの外構工事
- ・その他、店舗等で必要であると認められないもの

(3) 補助金額について

補助金上限額 30万円（補助対象経費の1/2以内、千円未満切捨て）

なお、補助対象工事費は、20万円（税抜き）以上とします。

(4) 申請について

①申請書類提出方法

令和6年4月15日(月)から5月17日(金)までの期間に、郵送又は市役所商工勤労課の窓口にて受付します。なお、郵送の場合は、5月17日(金)の必着とします。また、窓口の受付時間は、9時～17時（土日・祝日除く）です。

なお、申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。）

また、受付期間終了後、6月上旬～中旬頃に補助対象者を決定する予定です。申請者多数の場合は、6月上旬に書類審査を行い、補助対象者を決定いたします。

②提出・問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課 TEL：0797-77-2011

(5) 補助対象者の決定について

申請書を提出いただいた後、申請件数が予算の範囲内の場合は、必要な提出書類がすべて提出されており、補助対象者の要件を満たしている申請者を補助対象者と決定し、交付決定通知書を送付します。

なお、予算の範囲を超えて申請があった場合には、下記の「審査基準」に基づき、提出書類審査を行った上で補助対象者を決定し、交付決定通知書を送付します。

<審査基準>（10点満点の加点式）

- ・市内のにぎわい創出及び活性化に資する申請内容か 1点

- ・申請の経緯、動機は意欲にあふれるものか 1点
- ・申請事業のコンセプト及びターゲットは適切か 1点
- ・主な取扱商品・サービスの内容は魅力的か 1点
- ・ターゲットとする顧客層、需要予測は適切か 1点
- ・地域との連携は考慮されているか 1点
- ・店舗等の魅力向上に資する取組内容か 1点
- ・市内の小規模事業者（常時使用する従業員の数がおおむね20名以内の事業者）が施行する工事か 1点
- ・店舗の収支計画において、2年目以降営業利益が黒字となっているか 1点
- ・1日の営業時間は8時間以上か 1点

(6) 事業実施期間（実績報告書提出期限）

交付決定日から原則として、令和7年2月14日（金）までに必ず工事及び支払いを完了させてください。

※補助事業完了後原則30日以内、又は、令和7年2月28日（金）までに必ずご提出ください。実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することはできません。

3 その他

- ・本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限ります。
- ・申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- ・補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合がありますので、ご注意ください。
- ・必要に応じて現地調査を行う場合があります。